

## 記

第1期事業下記必須全項目を確約させ、実施してから5年間の稼働状況、下記測定による環境への影響、周辺住民の健康の確保、年々変化するゴミリサイクル事情を見極めてから第2期事業計画を検討する。

- 1) 第1期事業の排気による健康被害を見極めるため、2006年度から、毛髪・尿・血液などによる住民健康診断を行い、体内へ蓄積される貴金属類・有害化学物質測定を毎年行い、それにより高レベルの汚染住民に対してはデトックス（体外排出）措置を行う。
- 2) 第1期事業が全て稼働後、化学物質過敏症、眼科・耳鼻科系、内分泌系、ガン等発症した従業員、周辺10km範囲内住民に医療費・通院費全額保証とそれによりこの地に住めなくなった場合の引っ越し費用全額保証。
- 3) 県は、住民の健康管理、被害救済時のための基金を作る。
- 4) 第1期事業すべての処理施設・貯蔵施設・排気口にて環境空気の全物質常時監視（モニタリング）により、排出側での正確な現状把握。  
（AMESA、TVOC、ガスクロマトグラフ走査、比色紙モニタリング、SEMなど）
- 5) 現在行われている環境空気測定を全物質常時監視（モニタリング）により、被曝側での正確な現状把握。（折原車山南各地区）  
（TVOC、ガスクロマトグラフ走査、比色紙モニタリング、SEMなど）
- 6) 土壌、農作物の有害物質測定を毎年行い、蓄積されるものについて被曝側での正確な現状把握。（折原車山南各地区）
- 7) 現在行われている事業者である県の出先機関での環境空気測定を、真に住民・第3者から見て公平なものとするため、地元住民による環境協議会が測定機関を選定する。
- 8) 第1期事業策定時の環境影響評価での大気への有害物質の分布図が平地での1ヵ所の風向風速を基とし、平地での分布モデルを適応をしたため複雑な地形の現地では実状に当てはまらない現実を踏まえ、再度この地に適応する環境影響評価をする。